

2018 年 期 実務補習所 考査問題

【公認会計士の業務に関する法規 及び職業倫理】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。

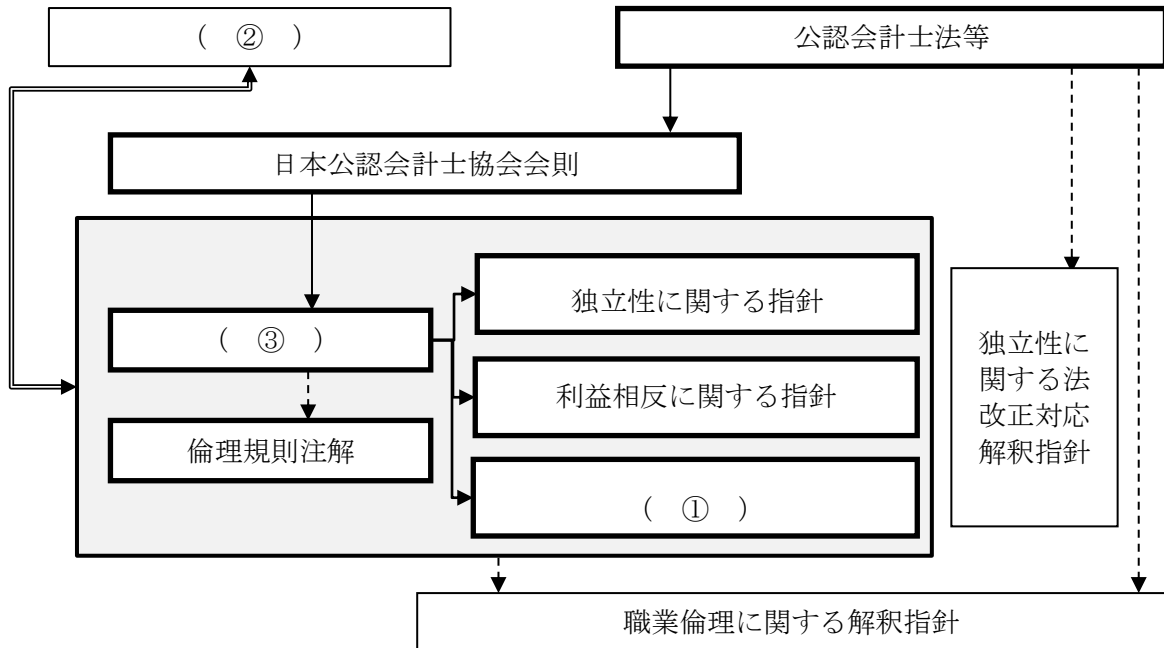


Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<職業倫理>

問 以下の空欄①～⑭に当てはまる語句を、語群から選び、選んだカタカナを答えなさい。

1. 職業倫理に関する規定について



2. 公認会計士法について

- ・ 監査法人の (④) やその (⑤) が、会社の役員等若しくは財務に関する事務の責任者か、過去一年以内にこれらの者であつた場合には、当該監査法人は会社の監査を行うことが禁止される。
- ・ 一定の業務については、公認会計士法上の大会社等に対して監査証明業務との同時提供を禁止される業務があるが、それは以下のとおりである。
 - 会計帳簿の記帳代行、財務書類の (⑥)
 - 財務又は会計に係る (⑦) の整備又は管理に関する業務
 - 現物出資財産等の証明又は (⑧) に関する業務
 - (⑨) に関する業務
 - 内部監査の外部委託に関する業務
 - 他、監査又は証明をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の (⑩) に関与すると認められる業務

3. 独立性に関する指針について

- ・ 独立性に関する阻害要因を生じさせる関係として、以下のような関係を述べている。
 - 金銭的利害関係： (⑪) など、監査業務チームの構成員、その家族が、依頼人に対する直接的な金銭的利害を有している場合
 - ビジネス上の関係： 監査業務の依頼人又はその経営者と、 (⑫) や共同マーケティングを行う場合
 - 雇用関係： 監査業務チームの構成員の家族が、依頼人の (⑬) や依頼人の財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位の使用人である場合
 - 非保証業務の提供： 内部監査の代行や、記帳代行及び財務諸表の作成業務、評価業務、等)
 - その他： (⑭) や、成功報酬など

【語群】

ア： IFAC 基準	イ： IESBA 倫理規程	ウ： 違法行為への対応に関する指針
エ： 倫理規則	オ： 守秘	カ： 従業員
ク： 社員	ケ： 家族	キ： 役員
シ： 申請	ス： 調製	コ： 配偶者
タ： 鑑定評価	チ： 保険数理	サ： 近親者
ト： 共同事業	ナ： 長期的関与	セ： 内部統制
		ソ： 情報システム
		ツ： 法律
		テ： 経営判断
		ニ： 依頼人への出資

問 あなたは監査法人に勤務しており、今回初めてA社の監査チームに配属されることになった。監査業務への関与前に、公認会計士法に従って独立性のチェックを行ったところ以下の事項が判明した。そこで、以下の各問に答えなさい。

1. あなたの配偶者はA社に役員等ではない使用人として勤務しており、営業部署に配属されている。公認会計士法の観点から、あなたはA社に監査業務を提供できるかどうか記載し、また、その理由を簡単に記載しなさい。なお、あなたは監査法人の社員ではない。
2. もし、あなたが監査法人の社員であり、同じくあなたの配偶者がA社の役員に就任した場合、公認会計士法の観点から、あなたの所属する監査法人はA社の監査を行うことができるかどうか記載し、また、その理由を簡単に記載しなさい。
3. あなたの配偶者は、被監査会社に対して債権を有していたが、当該金額は10万円であった。公認会計士法の観点から、あなたはA社に監査業務を提供できるかどうか記載し、また、その理由を簡単に記載しなさい。

問 「違法行為への対応に関する指針」について、以下の記載が正しいか誤りかを答え、誤っている場合には、誤っている内容を記載しなさい。なお、解答は1行程度で記載すること。

1. 本指針が設定された趣旨は、職業会計士や会計事務所に対して、違法行為又はその疑いに気付いた場合に適切な公共の利益に応えるために、それを放置せず適切な対応を行うことを求める趣旨である。
2. 違法行為への対応に関する指針で対応すべき違法行為等の対象には、その質的重要性から、明らかに重要性のない事項も検討対象として含まれている。
3. 違法行為等について、職業的専門家としての判断は必要となるが、監査業務実施のために要求される水準以上の法令に関する知識は要求されない。

問 公認会計士法第1条に規定する公認会計士の使命と職責について、下記①～⑧の空欄を埋めなさい。

(公認会計士の使命)

第1条

公認会計士は、(①)の専門家として、(②)において、財務諸表その他の財務に関する(③)を確保することにより、会社等の公正な事業活動、(④)等を図り、もつて(⑤)に寄与することを使命とする。

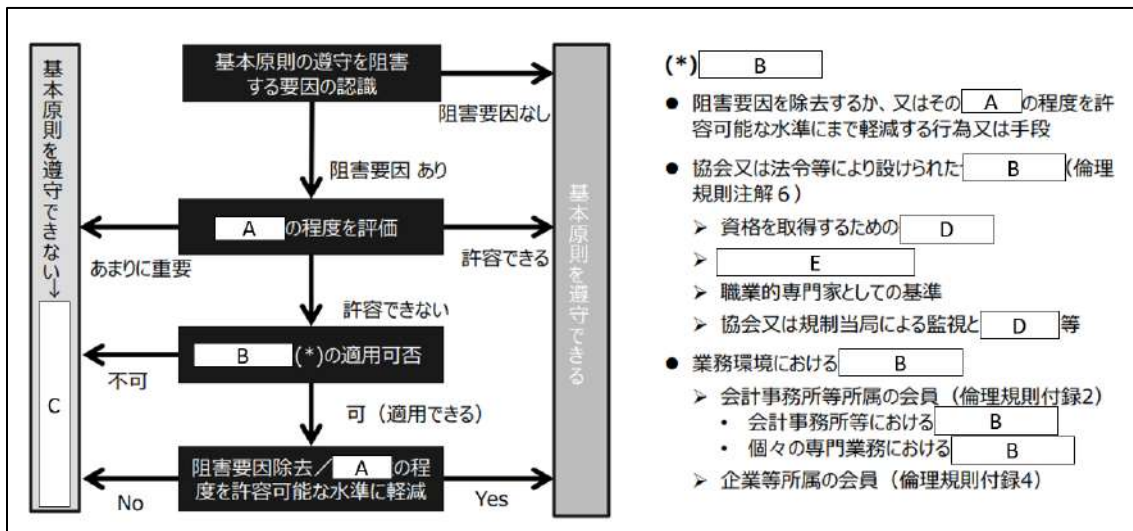
(公認会計士の職責)

第1条の2

公認会計士は、常に(⑥)を保持し、その(⑦)の修得に努め、(②)において(⑧)にその業務を行わなければならない。

問 倫理規則に定める、公認会計士や監査法人が専門業務を遂行するに際し遵守すべき5つの基本原則を示しなさい。

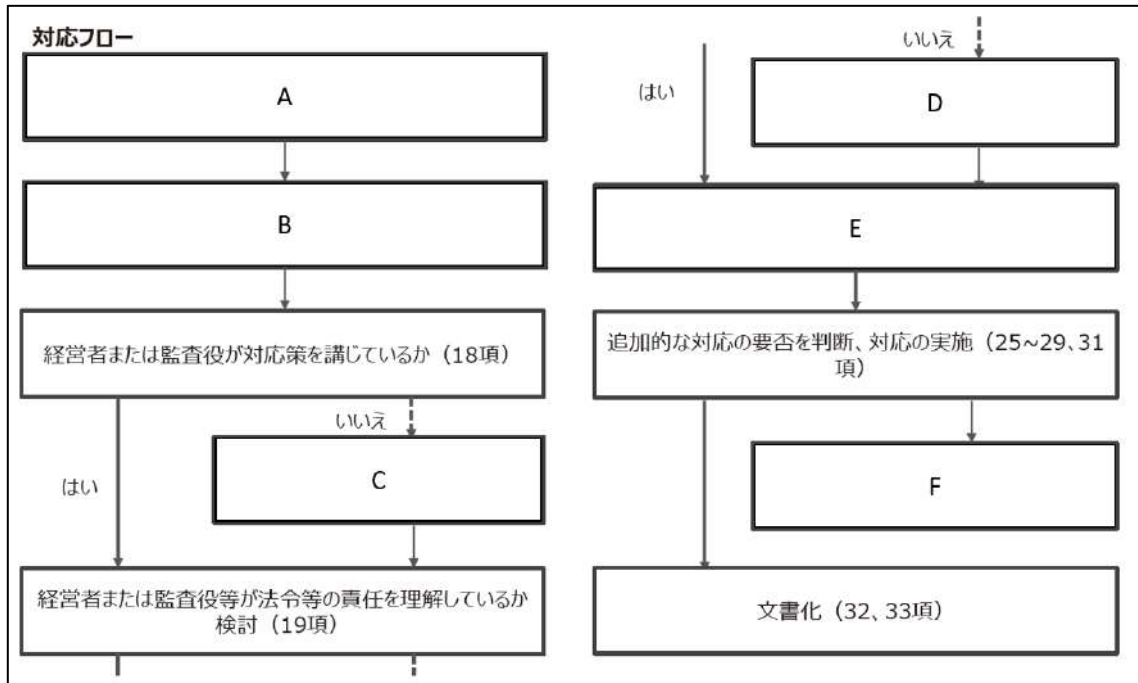
問 倫理規則の概念的枠組みアプローチに関する下記A～Eを埋めなさい。



問 倫理規則第8条（概念的枠組みアプローチ）の注解6では、基本原則の遵守に対する阻害要因として、A. 自己利益、B. 自己レビュー、C. 擁護、D. 馴れ合い、E. 不当なプレッシャーを受ける脅威を列挙しています。上記A.～E.の各阻害要因の具体的な内容について、下記①～⑦から選択し番号を記載しなさい。また、下記のうち、②③に関して考えるセーフガードの例を記載しなさい。なお、該当するセーフガードがない場合は、その旨を記載しなさい

- ① 保証業務チームの構成員が、その依頼人との間に重要で密接なビジネス上の関係があること。
- ② 保証業務の構成員の家族が、依頼人の使用人である場合
- ③ 保証業務の構成員の家族が、依頼人の役員等に就任する場合
- ④ 監査業務の依頼人に対して会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成に関する業務を提供する場合
- ⑤ 第三者との間に訴訟や紛争を抱えた監査業務の依頼人を擁護すること
- ⑥ 保証業務の依頼人が買い手となる企業買収において、保証業務チームが企業価値算定業務を行うこと。
- ⑦ 特定の依頼人に対する報酬依存度の高さと、その依頼人を失うことへの懸念

問 財務諸表監査業務に従事する会計事務所所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気づいた場合の対応に関して、違法行為への対応に関する指針で規定されている対応の概要をまとめた下記のフロー図上、A～Fに当てはまる内容を下記の選択肢の中から選択しなさい。



【選択肢】

- ① 適切な情報の入手方法を協議、または法律専門家の助言を要請
- ② 業務の辞退などを行った場合、違法行為等に関する情報を後任監査人に提供
- ③ 違法行為が発生した、もしくは発生すると認識し、またはその疑いを持った場合、適切な階層の経営者（及び必要に応じて監査役等）と協議
- ④ 経営者（必要に応じて監査役等）の対応の適切性を評価
- ⑤ 監査人が違法行為、またはその疑いに関する情報に気づいた場合、その行為の内容や状況を理解
- ⑥ 適切かつ適時に対応策が講じられるよう、経営者または監査役等に要請

問 倫理規則では、職業倫理上の基本原則と基本原則に対する阻害要因をそれぞれ5つに分けて説明しています。この基本原則と阻害要因の名称を記載してください。

問 基本原則に対する阻害要因への対応として概念的アプローチを採用する理由を説明してください。

問 独立性に対する阻害要因への対応として、セーフガードを適用して、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減することが必要になります。

この許容可能な水準について説明してください。

問 大会社等の監査上適用されるローテーション制度について説明してください。

<その他>

問 空欄①～⑭に当てはまる語句や数字を以下の語群ア～フから選び、選んだカタカナを答えなさい。

1. 経済学は、(①) な資源をいかに管理するか(最適配分を行うか)ということの研究する学問である。経済全体で資源配分の問題を考えるアプローチとして、マクロ経済学がある。このマクロ経済学の基本的な経済指標の一つに、(②) がある。(②) は、ある一定期間内における一国内で生産されたすべての最終的な財・サービスの市場価値をあらわしたもので、一国の生産規模あるいは所得規模を示したものでもある。また、この(②) については、生産面から見ても、分配(所得)面から見ても、支出面から見てもすべて同じ大きさになるとされるが、これは(③) の原則と呼ばれている。
2. 景気循環について、1954年11月を景気の谷、1957年6月を景気の山とする、31か月の拡張期を持った第3循環は、(④) 景気と呼ばれる。また、その後の1958年6月を景気の谷、1961年12月を景気の山とする、42か月の拡張期を持った第4循環は、(⑤) 景気と呼ばれる。これらの好景気において普及したのが、電化製品の「三種の神器」と呼ばれたもので、電気冷蔵庫、電気洗濯機、(⑥) であった。
3. 経済全体の需要・生産・所得が雪だるま式に増えていくプロセスを(⑦) プロセスと呼ぶ。限界消費性向が0.6の場合、(⑦) の大きさは、(⑧) となる。
4. 貨幣(マネーストック)は、現金通貨と(⑨) を足し合わせたものである。日本の代表的なマネーストックの指標はM3であるが、2017年の統計では、約1,300兆円ほどである。一方、ハイパワード・マネーは現金通貨と(⑩) を足し合わせたものである。
5. 完全失業率は、総務省が毎月発表している統計で、完全失業者数を(⑪) で割り、100をかけることで求めることができる。また、(⑪) は、(⑫) と完全失業者の数を足し合わせたもので、2017年の統計では、約6,720万人となっている。戦後、完全失業率が最も低かったのは、1973年の1.3%である。2017年では、2.8%となっている。一方、有効求人倍率は、厚生労働省が毎月発表している。有効求人倍率の分子は(⑬) で、分母は(⑭) である。有効求人倍率が最も高かったのは、1973年で1.76倍であった。2017年では、1.50倍となっている。

【語群】

ア： 為替レート	イ： 公平	ウ： 希少	エ： 三面等価
オ： 有効求人数	カ： クーラー	キ： カラーテレビ	ク： 白黒テレビ
ケ： 預金通貨	コ： 国債	サ： 乗数	シ： 岩戸
ス： 労働力人口	セ： 非労働力人口	ソ： 神武	タ： いざなぎ
チ： 消費者物価指数	ツ： 国内総生産	テ： 寄与度	ト： 就業者
ナ： 中央銀行預け金	ニ： 総需要	ヌ： 2.0	ネ： 2.5
ノ： バブル	ハ： 有効求職者数	ヒ： 有効需要	フ： 総人口

問 以下の問いに答えなさい。

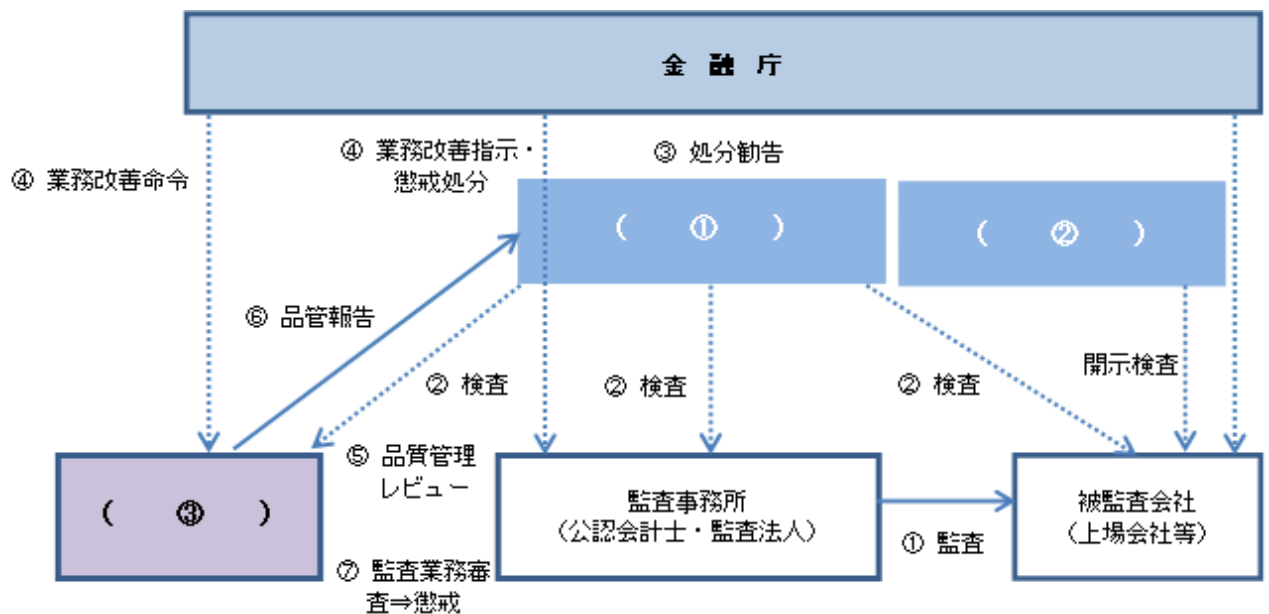
1. 生産要素が労働と資本のみで、労働の成長率が2%、資本の成長率が3%であるとする。また、技術進歩率(全要素生産性の伸び率)が1%であるとする。労働分配率が70%であるとき、この経済の潜在成長率は何%になるか。成長方程式を用いて計算しなさい。計算式もあわせて示すこと。(ただし、生産関数はコブ＝ダグラス型であるとする)。

2. ある国のマクロ経済の需要項目の動きが、消費が3%、投資が2%、政府支出が3%、純輸出が1%で増えているとする。また、GDPに占めるそれぞれの項目のシェアは、消費が60%、投資が15%、政府支出が20%、純輸出が5%であるとする。このとき、この国の経済成長率は何%になると考えられるか。計算式もあわせて示すこと。なお、物価水準の変動は考慮しないものとする。

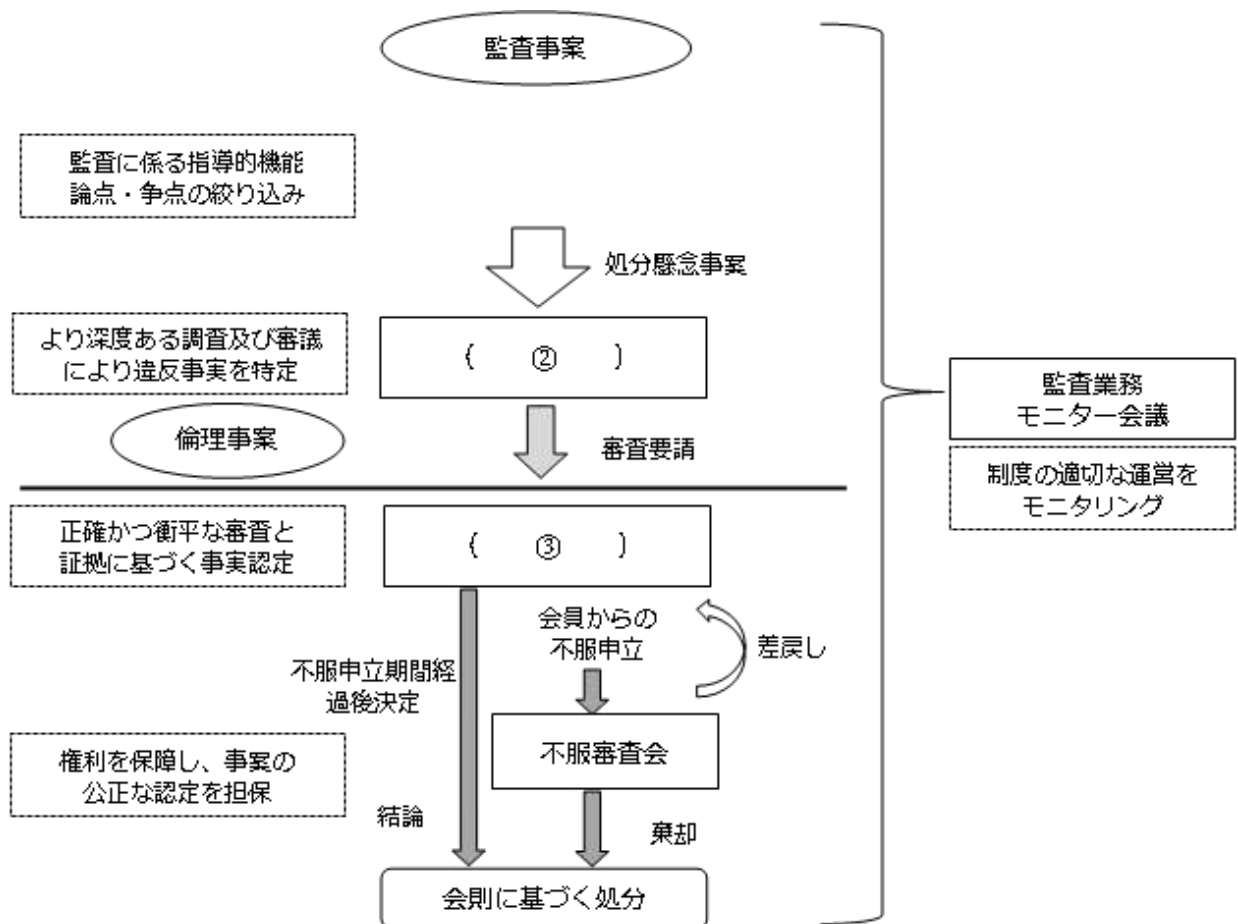
問 景気対策として、公債発行を通じた財政支出の増大を行う場合（財政拡大政策）と買いオペレーションを通じた貨幣量の増大を行う場合（金融緩和政策）について、利率に与える影響の違いを中心にそれぞれ簡潔に述べなさい。

問 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分について、以下の問に答えなさい。

1. 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分との関係について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な組織の名称を末尾の共通語群から選びなさい。



2. 日本公認会計士協会の自主規制について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な組織の名称を末尾の共通語群から選びなさい。



3. 金融庁の行政処分について、以下の空欄①～④に当てはまる適切な語句を末尾の共通語群から選びなさい。

公認会計士	監査法人
(懲戒)	(懲戒)
①	①
②	②
③	④
	解散命令
(課徴金納付命令)	(課徴金納付命令)

【共通語群】

証券取引等監視委員会	紛議調停委員会	財務会計基準機構	綱紀審査会
公認会計士・監査審査会	日本公認会計士協会	監査業務審査会	常務理事会
日本経済団体連合会	企業会計基準委員会	倫理委員会	規律調査会
品質管理審議会	2年以内の業務停止	業務改善命令	除名
日本取引所自主規制法人	登録の抹消	会員権停止	戒告

問 監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）及び監査基準委員会報告書について、以下の問に答えなさい。

- 不正リスク対応基準に関する以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - 不正リスク対応基準では、不正リスクの評価の段階においてのみ、職業的懐疑心を発揮することを求めている。
 - 監査人は、不正リスクに対応するためには、誤謬による重要な虚偽表示のリスクに比し、より注意深く、批判的な姿勢で臨むことが必要であるが、そのためには、監査人として職業的懐疑心を保持していればよい。
 - 監査を行うに際しては、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点をとる。
- 財務諸表監査における不正に関する以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には、必ず不正リスクがあると推定しなければならない。
 - 監査人は、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別した場合であっても、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかについては判断する必要はない。
 - 評価したアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対しては、当該アサーションについて不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合力が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しなければならない。
- 重要な虚偽表示リスクの識別と評価に関する以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象の例として、経済的に不安定な地域における事業運営、新規事業への参入、期末の関係会社間取引及び巨額の収益計上を含む非定型的な取引等が挙げられる。
 - 企業が属する産業によっては、事業の性質及び規制等はあるが、特定の重要な虚偽表示リスクは生じない。
 - 企業の目的と戦略は、時とともに変化する性質のものではないため、事業上のリスクには影響を及ぼさない。

4. 会計上の見積りの監査に関する以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
- (1) 監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクに基づいて、会計上の見積りを行う方法が適切であるかどうかを判断しなければならないが、見積り方法の継続性については特に判断する必要はない。
 - (2) 監査人の見積額が監査証拠により裏付けられている場合には、監査人の見積額と経営者の見積額との間の差額は虚偽表示となる。
 - (3) 会計上の見積りにより特別な検討を必要とするリスクが生じている場合であっても、評価した重要な虚偽表示リスクに対する実証手続のみでよく、経営者が使用した重要な仮定の合理性を評価する必要はない。

問 以下の問に答えなさい。

1. 以下の状況において、売上の実在性というアサーションに対する重要な虚偽表示リスク及び当該虚偽表示リスクに対応する監査手続を答えなさい。
 - ・ 会社は、ソフトウェア販売を行っており東証マザーズに上場していたが、上場廃止基準である年間売上高1億円を達するのが難しい状況にあった。
 - ・ 期末日近くに1件の多額のソフトウェア販売取引が行われたことにより、売上高1億円を達成した。
 - ・ 当該ソフトウェア販売取引は販売代理店を介した取引であったが、従来会社は販売代理店を介する取引は行っておらず、この販売代理店も会社にとって新規の取引先であった。
 - ・ 販売取引契約日に納品と同時に販売代金が入金され、同日に仲介手数料（販売代金の50%）も支払われた。

2. 以下の状況において、仕掛品の実在性というアサーションに対する重要な虚偽表示リスク及び当該虚偽表示リスクに対応する監査手続を答えなさい。
 - ・ 会社は、業績達成のプレッシャーが強い企業風土であった。
 - ・ 会社が行っていた取引は、直送取引であったが、会社の直接の取引先（仕入先又は販売先）ではなく、その先のメーカーからエンドユーザーへ直送されるという取引となっていた。
 - ・ 会社が販売先へ納品処理してもエンドユーザーが未検収の状態であれば、仕掛品として計上するという会計処理をしていた。
 - ・ 期末時点で、仕掛品として計上された取引（エンドユーザーが未検収扱いの取引）が多額に存在しており、仕掛品は漸次増加していた。
 - ・ ただし、仕入取引に係る出金は約定通りに行われていた。

問 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分について、以下の問に答えなさい。

1. 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分との関係について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を末尾の語群から選びなさい。

(1) 金融庁ライン

- ・ [①] は、監査事務所に適正に監査を実施しているか、監査事務所を検査する。
- ・ [①] の検査の結果、監査事務所に問題があった場合は、[①] は金融庁に処分勧告を行う。
- ・ 金融庁は、[①] の処分勧告を検討した上で、問題があった監査事務所に対し、業務改善指示・懲戒処分を行う。

(2) [②] ライン

- ・ [②] の品質管理委員会は、監査事務所の品質管理体制を [③] し、問題のある監査法人には、改善勧告を行う。
- ・ [②] は定期的に又は必要に応じて [③] の結果を [①] に報告する。

2. 日本公認会計士協会の自主規制に関する次の文章について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を末尾の語群から選びなさい。

(1) 会社の IR、監査ホットラインへの通報、新聞などで報道された問題等に係る個別の監査事案については、[①] が監査実施状況及び監査意見の妥当性について審査を行い、改善が必要と認められた会員に対して、会長が勧告又は指示を行う。また、より深度ある調査が必要と認められた場合には、当該監査事案は [②] に回付される。

[②] では、[①] から回付された監査事案、倫理に関わる事案及び協会の会則により付託される事案について、その法令、会則及び規則違反事実の有無及び懲戒処分の要否について調査及び審議し、懲戒処分が必要と認められた場合には [③] に審査要請を行う。

なお、[①] 及び [②] の活動は、有識者により構成される監査業務モニター会議へ定期的に報告し、モニタリングされている。

(2) [③] では、[②] の処分提案に基づいて審査要請を受けた事案について、衡平な審査を行い、その処分内容等を決定し、これを関係会員に申し渡す。

関係会員は、[③] の審査結果に不服がある場合には、不服審査会に不服申立をすることができる。その場合に不服審査会は、当該申立について審査を行い、[③] への事案の差戻又は不服申立を棄却する。

[③] の審査結果について関係会員から不服申立がなされなかった場合、又は不服審査会において不服申立が棄却された場合には、会長は、会則に基づく懲戒処分を行う。

なお、これら [③] 及び不服審査会の活動は、有識者により構成される監査業務モニター会議に定期的に報告し、モニタリングされている。

3. 金融庁の行政処分について、以下の空欄①～④に当てはまる適切な語句を末尾の語群から選びなさい。

①	②
(懲戒) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;">戒告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;">2年以内の業務停止</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;">③</div>	(懲戒) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;">戒告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;">2年以内の業務停止</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;">④</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;">解散命令</div>
(課徴金納付命令)	(課徴金納付命令)

(語群) 2年以内の業務停止 監査法人 証券取引等監視委員会 綱紀審査会 レビュー 公認会計士・監査審査会 日本公認会計士協会 常務理事会 監査業務審査会 規律調査会 日本経済団体連合会 企業会計基準委員会 倫理委員会 品質管理審議会 紛議調停委員会 日本取引所自主規制法人 登録の抹消 会員権停止 財務会計基準機構 公認会計士 業務改善命令 除名

問 監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）及び監査基準委員会報告書について、以下の問に答えなさい。

1. 不正リスク対応基準に関する以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。

- (1) 監査人は、経営者等の誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。
- (2) 監査人は、職業的懐疑心を保持して、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施しなければならない。
- (3) 監査人は、職業的懐疑心を発揮して、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断し、当該疑義に対応する監査手続を実施しなければならない。

2. 財務諸表監査における不正に関する以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。

- (1) 経営者等の信頼性や誠実性に関する監査人の過去の経験に基づき、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に留意する。
- (2) 不正な財務報告による重要な虚偽表示リスクに関するリスク対応手続としても、特定の事業所の実地棚卸に予告なしに立ち会うことはしてはならない。
- (3) 不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況として、企業の記録と確認状の回答に説明のつかない重要な差異があることが挙げられる。

3. 評価したリスクに対応する手続に関する以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
- (1) 監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、全般的な対応を立案し実施しなければならない。
 - (2) 監査人は、評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案し実施しなければならない。
 - (3) 監査人は、リスク対応手続の立案に当たって、評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手しなければならない。
4. 監査証拠に関する以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
- (1) 監査証拠の十分性と適切性は相互に関連する。数多くの監査証拠を入手すれば、監査証拠の質の低さは必ず補完できる。
 - (2) 質問は、重要な監査証拠を提供することがあり、虚偽表示の証拠を提供する可能性もあるため、通常、質問のみでアサーション・レベルの重要な虚偽表示がないことについて十分な監査証拠を提供する。
 - (3) 監査人は、企業が作成した情報を利用する場合には、当該情報が目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうかを評価しなければならない。

問 以下の問に答えなさい。

1. 以下の状況において、売上の実在性というアサーションに対する重要な虚偽表示リスク及び当該虚偽表示リスクに対応する監査手続を答えなさい。
 - ・ 会社は半導体関連の機械装置を、販売代理店を介して販売しており、業績アップの圧力の強い企業風土であった。
 - ・ 前期の売上債権の多くが滞留している中、当期においても期末日近くに年間売上の7割を超えるような多額の売上が計上された。
 - ・ 売上債権の確認状は、2期連続して、残高確認の多くが未検収のため不一致で回答され確認差異が生じているもの、又は回答が入手できない販売先が多々ある状況であった。また、会社の記録と確認状の回答に説明のつかない重要な差異があるものもあった。
2. 以下の状況において、棚卸資産の実在性というアサーションに対する重要な虚偽表示リスク及び当該虚偽表示リスクに対応する監査手続を答えなさい。
 - ・ 会社は、数期間にわたり業績が低迷していた。
 - ・ 会社の棚卸資産は大部分が外部倉庫に預けられており、また、加工工場に対しては無償支給による預け在庫があった。
 - ・ 棚卸資産は、会社にとって重要性の高い勘定科目であった。
 - ・ 決算作業で使用された「棚卸資産評価表」や「在庫一覧表」は会社が手作業によって計算ソフト（エクセル等）で作成した資料であった。
 - ・ 会社は外部倉庫については在庫確認で済ませていた。在庫確認は、会社が作成した「預け在庫一覧表」を確認状に添付して、それに倉庫業者の社印を押印してもらう形式であり、回答は常に一致であった。

問 監査基準について、以下の空欄①～⑤に当てはまる語句を答えなさい。

【前文（監査基準の改定について、平成14年1月25日企業会計審議会）】

2 一般基準の改訂について

(3) ①

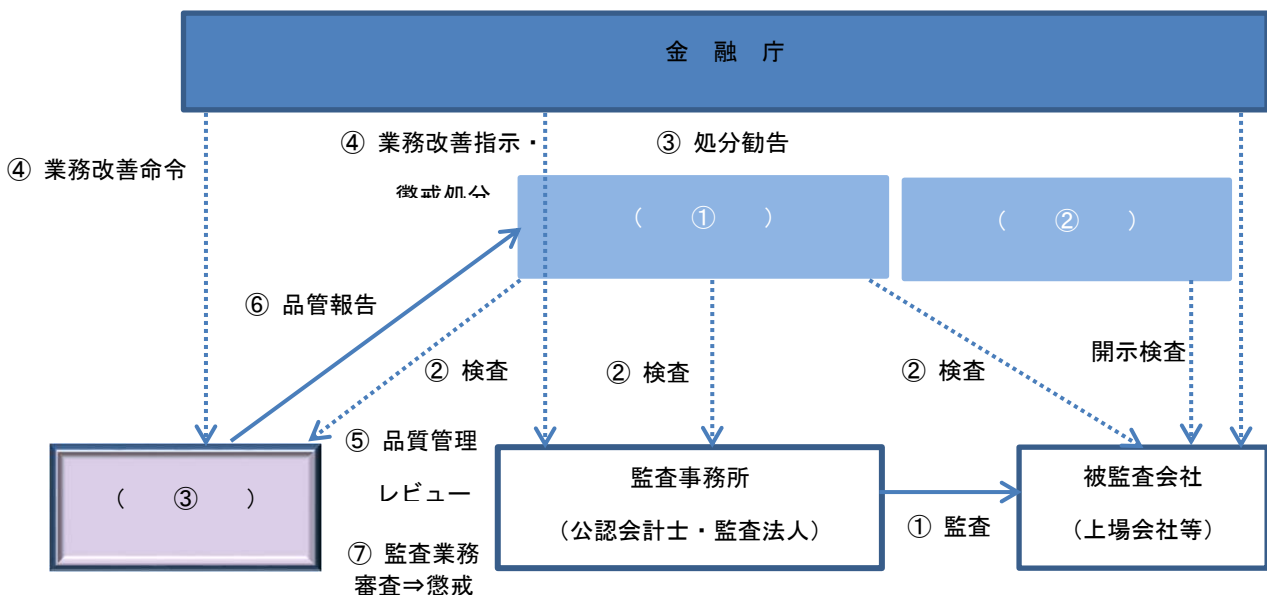
監査人としての責任の遂行の基本は、②としての正当な注意を払うことにある。その中で、監査という業務の性格上、③の策定から、その実施、④の評価、意見の形成に至るまで、財務諸表に⑤が存在する虞に常に注意を払うことを求めるとの観点から、①を保持すべきことを特に強調した。

問 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分について、以下の問に答えなさい。

【共通語群】

リスク	品質管理レビュー	財務会計基準機構	企業不正
公認会計士・監査審査会	日本公認会計士協会	監査業務審査会	第三者の眼
ローテーション	企業会計基準委員会	倫理委員会	規律調査会
品質管理審議会	教育研修	株主	マネジメント
金融機関	証券取引等監視委員会	環境	IPO

1. 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分との関係について、空欄①～③に当てはまる最も適切なものを【共通語群】から選びなさい。



2. 「会計監査の在り方に関する懇談会」について、空欄④～⑪に当てはまる最も適切なものを【共通語群】から選びなさい。

設置趣旨

金融庁は、を巡る会計上の問題や会計不正事案などを契機として改めて会計監査の信頼性が問われている状況にあることから、関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、2015年9月18日に「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置した。

提言の公表

2015年10月から4回の議論を経て、2016年3月8日に提言「－会計監査の信頼性確保のために－」を公表した。この提言は下記の五つの柱から成っている。

- ア. 監査法人のの強化
- イ. 会計監査に関する情報の等への提供の充実
- ウ. を見抜く力の向上
- エ. 「」による会計監査の品質のチェック
- オ. 高品質な会計監査を実施するためのの整備

「」による会計監査の品質のチェックに関する提言（一部抜粋）

適正な職業的懐疑心の発揮を促し、会計監査の品質・信頼性を確保するためには、監査人の独立性の確保を徹底することや、金融庁や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠である。

ア. 金融庁の検査・監督態勢の強化

は機動的な検査や必要なフォローアップが実施できていないのではないかと指摘がある。実際に大手監査法人を中心にから同様の指摘を繰り返すケースが見られることから、検査の適時性・実効性を向上させるべきであり、その際、協会との適切な役割分担を図りつつ、全体として監査の品質のチェックの実効性を向上させる必要がある。また大手監査法人等に対して、適正な会計監査の実施を確保するためのガバナンスが確立されているか、が有効に機能しているかなど、問題の背後にある根本原因等にもより着目した監督を行うことでその実効性向上を図っていく必要がある。

イ. 協会の自主規制機能の強化

協会のによる監査の品質チェックについては、形式的なチェックに留まっているのではないかと、また、監査法人等のリスクに応じた適切なリソース配分ができていないのではないかと指摘がある。このため、を各監査法人等のリスクに応じたより深度あるものとするなどの見直しを行うべきであるとともに、上場会社監査事務所登録制度についても、監査法人等が上場企業を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な運用に努めるべきである。このほか、協会によるについても、の発見・防止や企業との対話等に係る能力の向上により重点を置いた見直しを行うべきである。

問 監査基準委員会報告書 200 及び監査基準委員会報告書 240 について、以下の間に答えなさい。

1. 監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、間違っている箇所と正しい記載を答えなさい。
 - (1) 監査人は、財務諸表において重要な虚偽表示となる状況が存在する可能性のあることを認識し、職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施する場合がある。
 - (2) 監査人は、監査証拠による反証がある場合であっても、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。
 - (3) 監査基準委員会報告書は、情報の信頼性に疑義がある、又は不正の可能性の兆候がある場合、監査人に対し、さらに調査を実施し、問題事項を解消するため監査手続の種類、時期及び範囲に修正又は追加が必要であるか否かを決定することを要求していない。
 - (4) 監査人が、過去の経験に基づいて、経営者、取締役等及び監査役等は信頼が置ける、又は誠実であると認識していれば、それによって職業的懐疑心を保持する必要性が軽減される。

2. 監査基準委員会報告書 240 「財務諸表監査における不正」に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、間違っている箇所と正しい記載を答えなさい。
 - (1) 監査人は、経営者、取締役等及び監査役等の信頼性及び誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に常に留意し、監査手続を実施する際にのみ、職業的懐疑心を保持しなければならない。
 - (2) 監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合に限り、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。
 - (3) 監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正でないと疑われる場合、又は文言が後から変更されているが監査人に開示されていないと疑われる場合には、更に調査しなくてもよい。
 - (4) 監査人は、経営者、取締役等及び監査役等への質問に対する回答が矛盾していると判断した場合には、これを調査する場合がある。

問 以下の事案における監査人の対応に関して、追加すべき監査手続や留意すべき点を答えなさい。なお、内部統制に関する追加手続の記述については不要とする。

事案の内容	監査人の対応
<ul style="list-style-type: none"> • 会社は、期末完成・引渡し済みの大口物件に係る原価の一部を、期末月に追加受注した工事の未成工事支出金に付け替え、資産計上することによって売上原価の過少計上を行っていた。 • 原価付替えが行われた結果、多額の未成工事支出金が計上されていた。 • さらに、下請業者に対して請求書の提出を遅らせることを要請し、完成・引渡し済み物件の一部の原価を翌期以降に繰り延べていた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 未成工事支出金については、本体工事が完成・引渡し済みであり、追加工事に対応する未成工事受入金の入金がないことを認識しながら、会社の内部統制を信頼し、分析的手続及び質問のみで監査証拠を入手したと判断していた。 • 工事未払金の網羅性検証に関して、過年度の工事原価のカットオフ検証手続から特に問題は発生していなかったこと、監査法人の方針として債務に関する残高確認は必須手続ではなかったことから、残高確認は実施していなかった。 • 経済環境として石油や資材等が高騰しており、コストアップによる利益率の悪化が想定されたにもかかわらず、原価の付替えが行われたことによって、利益率の悪化が軽微にとどまっていたことに疑問を持たず、会社の説明で監査手続を終了していた。

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning